

## 仕 様 書

規 格	灯油 日本産業規格（K 2 2 0 3） 1号
購入予定数量	16,000リットル (注) 予定数量はあくまで見込みであり、保証するものではありません。
給油方法	山形県立鶴岡乳児院の地下タンク（容量：4,000リットル）に指定する納入日に指定した数量をタンクローリーで納入する。
支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代金の支払いは、1ヶ月毎の精算払いとし、納入者は1ヶ月分をとりまとめ、山形県立鶴岡乳児院長あてに請求する。</li> <li>・ 山形県立鶴岡乳児院長は、請求書受理日から30日以内に指定の口座に請求金額を支払う。</li> </ul>
そ の 他	<p>市場価格の変動等の事由により、契約単価の変更が必要であると認められる場合は、下記により協議を行うことができるものとする。（価格は税抜）</p> <p>① 価格の変動による変更契約について協議を行う基準          前回契約価格決定時における指標価格（経済産業省資源エネルギー庁の石油製品価格調査：山形地域の灯油（配達））と現行の指標価格に2円以上の変動があった場合は、受注者又は発注者から協議の申し出を行うことができる。</p> <p>② 変更契約時の価格の算定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更契約額（増減額）は、前回契約価格決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差額とし、変更契約額（増減額）の算定においては、指標価格の増減額の小数点第2位を四捨五入するものとする。</li> <li>・ 入札時の指標価格と当初契約額の価格差は、変更時の指標価格と変更後契約額の価格差においても維持することとし、同額（端数処理による誤差を除く）とする。</li> </ul> <p>③ 変更後の契約単価が適用される日          協議の申し出があった日の翌月1日とする。</p> <p>④ 上記①から③の基準によりがたい特別の事情がある場合は、別に協議を行うものとする。</p>